

## 特許料等の減免制度に関する法改正について

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。平成24年4月1日に施行された特許法の改正により、審査請求料および特許料の減免制度の要件が緩和されました。

具体的な変更点は以下の通りです。

- (1) 第4年分から第10年分までの特許料が新たに減免対象となりました。
- (2) 所得税非課税者と法人（非課税法人等）は1～3年分の特許料納付が3年間猶予されましたが、改正により1～3年分も半額軽減となりました。
- (3) 減免を受けるための要件が緩和されました。改正前は、減免対象は個人では発明者とその承継人に限られ、企業等では従業者から予約承継した職務発明に限られていました。改正により変更点は以下の通りです。

### 減免対象者についての改正点

	改正点
個人（所得税非課税者等）	(1) 他者から承継した発明についても減免対象になります。
法人（非課税法人等）	(1) 他者から承継した発明についても減免対象になります。 (2) 現行「法人税が課されていないこと」が要件の1つとなっていますが、「設立後10年を経過していないこと」を満たす場合にも減免対象となります。
研究開発型中小企業	(1) 他者から承継した発明についても減免対象になります。 (2) 承認経営革新計画事業者、認定異分野連携新事業分野開拓計画事業者、中小ものづくり高度化法における認定事業者について、計画に従って承継した発明についても軽減対象となります。
大学等、大学等の研究者	以下の場合についても減免対象になります。 (1) 研究者がした職務発明を、当該研究者以外の者を経由して承継した場合 (2) 研究者が移籍前の大学等で行った職務発明を、移籍先の大学等が承継した場合 (3) 研究者がした職務発明との間に密接な関係がある他者の発明を承継した場合

施行日（平成24年3月31日）以降に納付する案件が対象となります。平成24年3月31日以前に審査請求・特許料納付の手続がされたもの及び同日以前に

特許料の納付期限が到来したものについては適用されません。

特許に関する減免措置の内容は以下の通りです。

#### 改正後の特許に関する減免措置

	審査請求料	特許料（1～3年分）	特許料（4～10年分）
生活保護を受けている者	免除	免除	半額軽減
市町村民税非課税者	免除	免除	半額軽減
所得税非課税者	半額軽減	半額軽減	半額軽減
事業税非課税の個人事業主			
事業開始後10年を経過していない個人事業主			
法人（非課税法人等）			
研究開発型中小企業			
大学等、大学等の研究者			
試験研究に関する業務を行う独立行政法人			
公設試験研究機関			
地方独立行政法人			
承認 TLO			
認定 TLO			